

令和2年度

— 第10回（定例・臨時） —

教育委員会議事録

開 会	令和2年9月10日	14時30分				
閉 会	令和2年9月10日	16時20分				
会議場所	教育委員室					
委員出欠	花山院弘匡	出	森本哲次	出	高本恭子	出
	上野周真	出	伊藤忠通	出		
議事録署名	教 育 長					
委 員	教育長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議 案 及 び 議 事 内 容

次 第		
議決事項 5	新型コロナウイルス感染症への対応等に関する教育委員会メッセージについて	可 決
議決事項 1	令和2年度教育委員会選奨候補者について	可 決
議決事項 2	懲戒処分基準の改正について	可 決
議決事項 3	同和問題関係史料センターに係る個別施設計画の策定について	可 決
議決事項 4	教育研究所に係る個別施設計画の策定について	可 決
報告事項 1	損害賠償等請求事件について	承 認
報告事項 2	学校運営協議会を設置する学校の委員の委嘱、任命について	承 認

○吉田教育長「花山院委員、森本委員、高本委員、上野委員、伊藤委員おそろいですね。それでは、ただ今から、令和2年度第10回定例教育委員会を開催いたします。本日は委員全員出席で、委員会は成立しております。」

○吉田教育長 「本日は、まず最初に議決事項5の『新型コロナウイルス感染症への対応等に関する教育委員会メッセージについて』ご審議をいただきたいと思います。私からご説明をさせていただきますので、議事進行は花山院教育長代理に交代をさせていただきます。」

議決事項 5 新型コロナウイルス感染症への対応等に関する教育委員会メッセージについて

○花山院教育長代理 「議決事項5『新型コロナウイルス感染症への対応等に関する教育委員会メッセージ』について、ご説明をお願いします。」

○吉田教育長 「新型コロナウイルス感染症への対応等に関する教育委員会メッセージについて、ご説明します。今回、提案をいたしますのは、奈良県公立学校の教職員向けの教育委員会メッセージについてでございます。新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大する中で、これまでの取組への感謝を述べたいと思います。また、今後も児童生徒等の心のケアに細心の注意を払っていただき、必要に応じて適切な支援をお願いをする内容となっております。また、新型コロナウイルス感染症に罹患した児童生徒等がインターネット上で誹謗中傷を受けたとの報道もあるように、感染者やその関係者等に対し、傷つけるような言動が無いよう、学校現場においても適切な指導をお願いするものでございます。さらに、このような状況下において児童生徒等を支える立場にある教職員が、信用を失墜するような事態が発生していることへの注意喚起を行う内容となっております。是非、教職員の皆さんには、己の心と対話する時間を持っていただいて、子どもの未来を担う教職員であるからこそ、自らの未来を大切にしてほしいという内容となっております。このメッセージは、県立学校及び市町村教育委員会に送付するとともに、G Suiteのアカウントを教職員が持っておりますので、県内公立学校の全ての教職員にメールで送付をしたいと考えております。以上です。」

議案及び議事内容

○花山院教育長代理 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。まず私から申し上げますと、大変素晴らしいことだと思います。奈良県の教職員の皆さんに感謝を申し上げるという機会はあまり多くはありません。これまでに想像できないようなことが発生している中で、各学校では新しい取組をされたり、いろいろなアイデアを持ちながらやっていたりしています。子どもたちのためにそうした努力をされている教職員へ感謝をしていくということは素晴らしいことだと思います。また、申し上げるまでもなく、奈良県は人権を中心として教育をしてきたという歴史がございます。そのような中において、今までの教育がある意味評価される部分もあるでしょうし、またそこで反省しなければならない部分もあるかと思っています。そういう意味では、人権について努力をいただくということは、奈良県の教育の歴史の中では本当に大切なことだと思います。皆様のご意見をいただきたいと思っています。よろしく願いいたします。」

○森本委員 「今、花山院委員がおっしゃったように、とてもいいことだと思っております。そういう誹謗中傷や差別的なことがないように、文部科学省からも大臣のメッセージが出ておりますし、県の方からも同じようなメッセージが発信されております。教育委員会としてもこのようなメッセージを発信することは、大きな意味がありますし、多くの県民やご家族の方に対してもできるだけ伝わったらと考えている次第です。」

○伊藤委員 「私も改めて教育委員会からこういうメッセージを発信するという事は非常に大事なことだと思います。特にコロナウイルスの感染については、体の健康だけではなくて、心の健康という意味でも、これは生徒だけではなくて、教職員の方、ご家族、関係者など、いろんな方に関わってきますので、改めてメッセージとしてお伝えするという事はとても大事だと思います。教育委員会としては、このようなメッセージをお伝えして、関係者の皆さんに安心していただくことになればと思いますし、教職員の皆様とも共感できるような機会になればいいと思います。」

○高本委員 「ご家庭のご協力もあつたからこそ、コロナ禍であっても日々を過ごすことができたと思っております。ですので、ご家族の皆さんにもご協力いただいたおかげでという言葉を入れても良いと思います。」

○上野委員 「このようなメッセージを教育委員会が発信することによって、ただ感謝を伝えるだけではなくて、県民の皆様にも内容は伝わると思います。そのことが、雇った人への偏見や差別を防止することにつながると思いますので、非常に意義のある取組だと思います。」

○花山院委員 「内容のところの二つ目に、児童生徒の心のケア、適切な支援ということがありますが、いつもと違うような状態で学校教育が行われる中、その児童生徒のご家庭にもコロナ禍で負荷がかかっています。学校と子供だけでなく、その家庭の中でも、日常とは違う部分がありますので、家庭との連携というものが大切になってきます。そのことがこの文章の行間に込められていると感じました。そのような中で先生方は子どもたちの心のケアのために、これまで以上の活動をされていることと思います。本当に多くの先生方が日々当たり前のように努力をされておられますので、教育委員会として先生方への感謝を申し上げることはすごく大切なことだと考えています。」

○花山院教育長代理 「他にご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

議 案 及 び 議 事 内 容

※各委員一致で可決

○花山院教育長代理 「議決事項5については可決いたします。議事進行を吉田教育長に交代をさせていただきます。」

○吉田教育長 「議決事項1については、候補者選定資料に多くの個人情報が含まれているため、報告事項1については、教育委員会が関係する争訟中の案件のため、当教育委員会においては非公開議案として審議すべきものと考えます。委員の皆様にお諮りします。いかがでしょうか。」

可 決

※ 各委員一致で可決

○吉田教育長 「委員の皆様の議決を得ましたので、本日の議決事項1及び報告事項1については、非公開議案として審議することとします。」

議決事項2 懲戒処分基準の改正について

○吉田教育長 「議決事項2『懲戒処分基準の改正』について、ご説明をお願いします。」

○上島教職員課長 「懲戒処分基準の改正について、ご説明します。『労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律』の改正に伴い、パワー・ハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等が新設されました。

県教育委員会においてもハラスメント防止対策を推進する必要があることから、パワー・ハラスメントに対し厳正に対処するため、所要の改正を行うものです。併せて、行政文書の不適正な取扱いにつきましても今回の改正で懲戒処分基準に追加しております。懲戒処分基準の改正案は議決をいただいた日より施行予定です。以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○森本委員 「パワー・ハラスメントを行ったことにより、停職、減給又は戒告とありますが、その処分に至る過程で、行った行為が本当にパワー・ハラスメントだったのかどうかの確認、検証はどのようにされるのでしょうか。」

○上島教職員課長 「事業主として従業員への相談体制の整備が義務付けられており、相談窓口を設置しております。相談窓口にご相談があれば、その相談内容を検証することになると思いますが、ケースバイケースになります。」

○森本委員 「パワー・ハラスメントについては、個人個人の思い、受け止め方が違うと思いますので、十分に確認の上、間違いのないように対応していただきたいと思います。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「議決事項2については可決いたします。」

議 案 及 び 議 事 内 容

議決事項3 同和問題関係史料センターに係る個別施設計画の策定について

○吉田教育長 「議決事項3『同和問題関係史料センターに係る個別施設計画の策定』について、ご説明をお願いします。」

○大橋人権・地域教育課長 「同和問題関係史料センターに係る個別施設計画の策定について、ご説明します。今後、長期的な視点で公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うために、平成28年3月に策定され、平成30年9月に改訂された「奈良県公共施設等総合管理計画」において、県が保有・管理する施設ごとに個別施設計画を策定することとされていることから、この度、当課が所管する同和問題関係史料センターに係る個別施設計画を策定いたしました。

同史料センターでは、同和問題関係史料の収集・保存・研究を行っており、今後も継続していく必要があると考えております。また、同センターは設置から27年が経過しており、内装、電気、機械警備、屋上防水等の各所に修繕が必要であることから、別添のとおり整備計画を立案するとともに、今後、必要に応じて修繕等を実施したいと考えております。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○花山院委員 「個別施設計画の中で、今後こうしていきたいという方向性などは書かれているのですか。」

○大橋人権・地域教育課長 「資料の表面の一番上に、同和問題関係史料センターの資産の概要について記載しております。左側はファシリティマネジメント室と協議し、この施設を今後どうしていくかについて記載しております。我々としては今後継続的に使用していきたいと考え、3次評価で『継続利用する』という評価結果をいただいています。今後も使用していくよう、修繕計画を立てたということでございます。」

○花山院委員 「コスト評価のところには、『利用しない場合』も書かれていますが。」

○大橋人権・地域教育課長 「『継続利用する場合』と『利用しない場合』それぞれのコスト試算を出して、継続する場合にはこれだけの費用が掛かり、その上で計画を立てていくという形になります。」

○花山院委員 「3次評価で継続利用するということが決まっていて、運用するということですか。」

○大橋人権・地域教育課長 「そのとおりでございます。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「議決事項3については可決いたします。」

議案及び議事内容

議決事項4 教育研究所に係る個別施設計画の策定について

○吉田教育長 「議決事項4『教育研究所に係る個別施設計画の策定』について、ご説明をお願いします。」

○大石教育研究所長 「教育研究所に係る個別施設計画の策定について、ご説明します。
『1 概要』については、先ほどの議決事項3の『同和問題関係史料センター』の説明と重複しますので省略します。

施設の概要については、『2 施設の概要』に記載のとおりです。本館と分館がございます。本館は築後27年、分館は築後48年が経過し、かなり老朽化が進んでおります。分館に関しましては、建物南側部分が耐震基準を満たしていないため、使用禁止としています。

『3 個別施設計画(案)』は、別紙のとおりでございますが、評価結果としては、『継続利用する』となっております。

『4 施設の今後の考え方』を見ていただきますと、今後の施設のあるべき姿に対応しつつ継続利用するというところでございます。本館及び分館について、真に必要な機能を検討し、分館の機能を本館に集約するというところで、今後記載のようなことを考えていく必要があります。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「ご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「議決事項4については可決いたします。」

報告事項2 学校運営協議会を設置する学校の委員の委嘱、任命について

○吉田教育長 「報告事項2『学校運営協議会を設置する学校の委員の委嘱、任命』について、ご報告をお願いします。」

○大橋人権・地域教育課長 「学校運営協議会を設置する学校の委員の委嘱、任命について、ご報告します。『奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則』第5条第2項により、学校運営協議会を設置する県立山辺高等学校、県立高田高等学校、県立郡山高等学校、県立二階堂高等学校、県立五條高等学校、県立西和清陵高等学校、県立高取国際高等学校、県立大和広陵高等学校、県立大淀高等学校、県立十津川高等学校の計10校から、資料のとおり学校運営協議会の委員について各学校長から推薦がありました。奈良県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規定の専決事項第2条第3項により、委員の委嘱、任命を行いましたのでご報告いたします。以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「ご意見、ご質問が無いようですので、承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

議案及び議事内容

○吉田教育長 「報告事項2については承認いたします。」

○吉田教育長 「その他報告事項について、報告をお願いします。」

○山内学校教育課長 「『奈良県子ども読書活動推進の充実を目指して』の作成について、ご報告します。平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、国は、翌年、『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』を策定しました。このことを受けて、奈良県においては、平成15年に『奈良県子ども読書活動推進計画』を作成しました。国では、平成30年に第四次推進計画を策定しています。本県では、平成23年に『5年間の成果と課題』を作成し、各市町村に配布し、県内に周知しました。このときは、本事業の所管は知事部局でありましたが、昨年度から学校教育課に移管されました。これを機会に、これまでの子ども読書活動の成果と課題について取りまとめを行い、今後の子ども読書活動の充実を目指すために作成いたしました。

冊子の8、9ページをご覧ください。子ども読書活動推進計画の策定率の推移等について記述しています。奈良県においては、本計画の策定が遅れている状況があります。まずは県としての取りまとめを行った上で発信し、市町村でも体制を整えて国の計画に近づけていただきたいと考えています。内容としては、21ページ以降に、子ども読書活動推進のための具体的方策を、学校・地域・家庭に分けてお示ししています。この成果と課題を、令和4年度までの取組の指針として示した上で、令和5年には、国の次期計画に追いつく形で、新たな推進計画を策定してまいりたいと考えています。以上です。」

○山内学校教育課長 「学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインについて、ご報告します。児童生徒の学校における携帯電話の取扱い等については、これまで『携帯電話は教育活動に直接必要のない物』として、小・中学校での携帯電話の持込みの原則禁止、高等学校での校内における使用制限、学校における情報モラル教育の充実、『ネット上のいじめ』等に関する取組の徹底等について周知を図ってきたところです。

近年の自然災害、大阪府北部地震等や児童生徒が被害者となる犯罪の発生等を踏まえ、携帯電話を登下校中等の緊急連絡手段として活用することを期待する声の一部の保護者等から上がったことから、文部科学省では『学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議』を設置し、学校における携帯電話の取扱い等について、昨今の児童生徒の携帯電話所有・利用率の上昇を踏まえた上で、学校内への携帯電話の持込みにかかる必要性の検討がなされました。

そうした中で、文部科学省は令和2年7月31日付け初等中等教育局長通知『学校における携帯電話の取扱い等について』において、中学生の学校への携帯電話の持込みについては原則禁止とするが、一定の条件について学校と生徒・保護者間での合意がなされている場合は、学校への持込みを認める考え方が示されたことを受け、本県として、各学校において、すべての児童生徒に対し、携帯電話使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処、よりよい人間関係づくり等に関する指導にこれまで以上に積極的に取り組みつつ、学校における携帯電話の取扱い等がより適切に行われるよう、本ガイドラインを定めました。以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○花山院委員 「『奈良県子ども読書活動推進の充実を目指して』に関してですが、最近は、タブレットで本を読むという傾向があると思います。そのような読書活動について触れておいてもいいのではないのでしょうか。」

議案及び議事内容

○山内学校教育課長 「奈良県子ども読書活動推進会議の場でも、同様の議論がありました。デジタル化に関わることについては、国の次期推進計画においてデジタル化に対する考え方が示されるものと考えており、その内容を踏まえて、県の次期計画の策定の際に県の考え方を示したいと考えています。」

○吉田教育長 「現在、県の推進計画は遅れているということですが、県の次期計画は、国の次期計画、つまり第五次計画の内容を踏まえたものにするという考えですか。」

○山内学校教育課長 「今回のまとめは、県の子ども読書活動推進に関して第三次に当たるものです。したがって、県の次期推進計画は第四次に当たるものと考えています。国の次期計画は第五次になるため、確かに奈良県は遅れた状態での計画策定になるのですが、デジタル化に関わる内容等については、国の第五次計画を参考に次期計画に反映できるものと考えています。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、その他報告事項について、承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「その他報告事項については承認いたします。」

○吉田教育長 「その他連絡・報告事項はありませんか。」

○春木学校支援課長 「前回の第9回定例教育委員会でご説明した際にいただいたご質問について報告いたします。高等学校の改築工事に係る契約について、労務単価が上がったため契約金額を変更させていただくことをご説明したことについて、委員から『労務単価が下がった時も同じように契約変更を行うのか』というご質問があり、お調べしてご報告することとさせていただいておりました。労務単価が下がった時にも変更手続の仕組みは用意されており、労務単価や資材の価格に一定の上げ下げがありますと、発注者または受注者から申し出をして変更手続をする仕組みになっておりますので、理論的には減額の契約変更もございます。以上です。」

非公開議案

議決事項 1 令和2年度教育委員会選奨候補者について

報告事項 1 損害賠償等請求事件について

非公開にて審議

○吉田教育長 「それでは、議案の審議が終了したと認められますので、委員の皆様にお諮りします。本日の委員会を閉会することとしては、いかがでしょうか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「委員の皆様のご議決を得ましたので、これをもちまして、本日の委員会を閉会します。」